

長崎の教会群保存協力商品募集要領

1. 趣 旨

この要領は、長崎の教会群保存協力サポーター制度に基づき、商品の売り上げの一部を寄付する方の応募手続き等について規定する。

2. 商品の売上寄付手続き

商品の売上の一部を寄付する形で協力をする方が、その商品（以下「協力商品」という。）を販売し、長崎の教会群の維持・保存に寄付するための手続きは次による。

(1) 協力商品としての応募

協力商品への応募をする方は、別記様式 **2-1** に商品を添えてチャーチトラストに申し込む。なお、冷蔵・冷凍商品は別途定める審査を行う日に持ち込むものとする。

(2) 食品については開封をするので、原則として返却しない。

(3) 教会の写真パッケージ等に使用する場合は当該教会の所有者の許可を得ておくこと。

3. 協力商品の審査

チャーチトラストは2の(1)の応募があった場合、別に定める審査委員会において長崎の教会群にふさわしいかを審査のうえ、認定された場合は、その方を保存サポーターとして登録するとともに、長崎の教会群保存協力シール（以下「協力シール」という。）の貼付または印刷を認める。また、パッケージ等への教会群の写真の印刷、教会群の造形など協力シールの貼付以外の方法による商品についても同様とする。

4. 協力商品にかかる寄付の目安

協力商品の売上に応じた寄付については、本来、保存サポーターの意思に任せるべきであるが、シール貼付による寄付の場合は、シール製作費、広報費等のコスト以上の寄付を目安とする。ただし、商品などによっては、これより低い割合での寄付も受け入れることもある。

5. 協力シール等

(1) 協力商品については、別に定める協力シールを貼付して販売することを認める。

なお、一定以上の販売が見込まれる商品について、シールの貼付が困難と認められる場合は協力シールを印刷することを認める。

(2) パッケージ等への教会群の写真の印刷や教会群の造形など協力シール以外の方法による販売についても認める。

(3) 協力シール及び印刷などの申し込みは別記様式 **2-2** **2-3** による。

(4) 協力商品による寄付については、協力シールの給付及び印刷等申込み時とするが、事情に応じ別に定めることができる。

6. 協力商品への支援

- (1) チャーチトラストは関係団体と協力し、販売協力店への紹介など協力商品の販売拡大を支援する。
- (2) チャーチトラストは協力商品による寄付について、認定NPO法人として必要な受領書等を発行する。

7. 協力商品としての認定取り消し

チャーチトラストは、協力商品が次の各号に該当すると認められたときは、認定を取り消し、協力商品としてのシールの貼付等を禁止する。

- (1) 商品が法令違反等に該当すると判明したとき
- (2) 協力シール等を不正に用いたとき
- (3) 協力商品としての信用を損なう行為があったとき

8. その他

- (1) その他必要な事項は別に定める。
- (2) この要領は平成27年12月17日から適用する。